

矢板市いきいき「市民力」助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市いきいき「市民力」助成金（以下、「助成金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 第2次21世紀矢板市総合計画において目標とする本市の将来像を実現するため、市民団体の自主性及び自立性を高め、多様化・複雑化する社会ニーズに対応し、市民団体が行う公益性の高い事業に対して助成金を交付することにより一層の「市民力」の向上を図ることを目的とする。

(助成金の助成対象事業)

第3条 助成の対象とする事業は、市民団体が自主的に行う公益性の高い事業とする

2 次の各号に該当する事業及び市民団体には助成金を交付しない。

- (1) 事業の効果が特定の個人または市民団体に帰属する事業・団体
- (2) 専ら営利のみを追求し、公益性を欠く事業・団体
- (3) 政治または宗教に関することを目的とした団体
- (4) 矢板市または矢板市の外郭団体の補助を受けている事業・団体
- (5) 矢板市及びそれに類似した団体等が主催する行事に参加する事業
- (6) 反社会的行為を行う団体
- (7) その他、助成することが適当でないと認められる事業・団体

(助成対象者)

第4条 助成金の対象となる矢板市内の市民団体は次の通りとする。

- (1) 構成員が5人以上であり、構成員の半数以上が矢板市在住者であること。
- (2) 会則または規約等を定めている団体であること。
- (3) 法人格を有する団体については、市税に滞納がないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(助成の種類)

第6条 助成金は、次の各号のとおりとする。

- (1) スタート支援助成金 新たに団体を設立し、公益性の高い事業を行う場合に、設立から1年以内の団体に助成金を交付するものとする。

(2) ステップアップ支援助成金 団体の設立から2年目以上の団体で公益性の高い事業を行う場合に、助成金を交付するものとする。

(助成金の額等)

第7条 助成金の額については、次の各号のとおりとする。

(1) スタート支援助成金及びステップアップ支援助成金とも助成金の額は、10万円を限度とする。

(2) 事業の実施に伴い、入場料や寄付金等の収入により総収入額が総支出額を上回る場合は、その上回った額を助成金から控除するものとする。

(助成率)

第8条 助成金の助成率については、次の各号のとおりとする。

(1) スタート支援助成金 助成率は10/10とする。

(2) ステップアップ支援助成金 助成率は8/10とする。

(助成回数)

第9条 助成の回数は、次の各号のとおりとする。

(1) スタート支援助成金 1団体1回とする。

(2) ステップアップ支援助成金 1団体1事業年1回とし、2回を限度とする。

(交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)

は、市長が定める日までに、助成金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記等式第2号)

(2) 事業収支予算書(別記様式第3号)

(3) 団体の概要調書(別記様式第4号)

(4) 団体の会則・規約等

(5) 団体の構成員名簿

(6) 法人格を有する団体にあつては市税の調査同意書(別記様式第1号)

(7) その他、市長が必要であると認めるもの

(妥当性の審査)

第11条 前条に規定する申請があつたときは、その実施事業の内容の妥当性について、矢板市地域コミュニティづくり推進会議(以下「推進会議」という。)から参考として意見を聴く。

(交付決定)

第12条 市長は、推進会議の意見を参考に助成金の交付決定を行うものとする。ただし、この場合において市長は必要な条件を付することがで

きる。

2 市長は、前項の決定をしたときには、速やかに助成金交付決定通知書（別記様式第5号）または助成金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（事前着手）

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届（第7号様式）を市長に提出したときは、この限りでない。

（対象事業の変更）

第14条 申請者は、対象事業の目的を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更申請書（別記様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式第9号）
- (2) 変更事業収支予算書（別記様式第10号）
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があった時は、変更の内容を審査し、変更の承認を行うものとする。

なお、変更の申請があった事業については、直近の推進会議に報告するものとする。

3 市長は、前項に規定する承認をした場合は、速やかに助成金変更決定通知書（別添様式第11号）または助成金変更不承認通知書（別記様式第12号）により申請者に通知しなければならない。

4 市長は、前項に規定する変更申請に対して変更承認の決定をした場合において、必要な条件を付することができる。

（対象事業の取り下げ）

第15条 申請者は、対象事業を取り下げようとするときは、事業取り下げ申請書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

なお、取り下げの申請があった事業については、直近の推進会議に報告するものとする。

（実績報告）

第16条 第12条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、助成対象事業が完了したときには、事業完了後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末尾までの間）

に、助成金実績報告書（別記様式第14号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第15号）
- (2) 事業収支報告書（別記様式第16号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業実施に係わる記録写真・資料等
- (5) その他、市長が必要と認めるもの
（助成金の額の確定）

第17条 市長は、前条の規定により事業の実績報告を受けたときは、当該報告書の審査を行い、助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに助成金の額の確定通知書（別記様式第17号）により助成団体に通知するものとする。

（助成金の返還）

第18条 申請者が、不正な手段により助成金の交付を受けたときには、市長は、助成金の全部または一部の返還を命じることができる。

（助成金の請求）

第19条 第17条の規定による通知を受けた申請者は、助成金交付請求書（別記様式第18号）により、速やかに市長に助成金の交付を請求しなければならない。

（事業報告会の開催）

第20条 申請者は、直近の推進会議において事業実施の結果を報告するものとする。

（助成の終期）

第21条 この要綱は、平成23年度から適用し、平成32年度をもって終期とする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 矢板市市民活動助成金交付要綱（平成18年4月1日制定）は、平成22年度をもって廃止とする。

附 則（平成28年度）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

助成対象経費

項 目	経 費 の 種 類
報 償 費	研修の講師等謝礼、調査及び研究に係わる報償等
燃 料 費	薪代、石油等燃料等
旅 費	交通費、通行料等
消 耗 品 費	文具、図書、雑品等
印 刷 製 本 費	コピー及びチラシ・ポスター印刷費、写真現像代等
役 務 費	郵送料、通信費、クリーニング代、催事用保険等
委 託 料	催事会場等警備委託料、催事用等会場設営委託料等
使用料及び賃借料	催事等会場使用料、物品レンタル料等
原 材 料 費	材木（事務所看板用等）、材料費、食材等
そ の 他 の 経 費	その他市長が認める経費

別記様式第1号（第10条関係）

年 月 日

矢板市長 様

申請者
住所または所在地
団 体 名
代 表 者 名 ⑩

年度矢板市いきいき「市民力」助成金交付申請書
年度矢板市いきいき「市民力」助成金を交付されますよう、矢板市いきいき「市民力」助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 事業の名称
2. 助成金の名称 矢板市いきいき「市民力」助成金
3. 助成金の額 円
4. 関係書類
 - ・ 事業計画書
 - ・ 事業収支予算書
 - ・ 団体概要調書
 - ・ 団体の会則・規約
 - ・ 団体の構成員名簿

市税調査同意書（法人格を有する団体のみ）

矢板市いきいき「市民力」助成金交付要綱第4条に規定する助成要件の審査のため、市税の納入状況について、調査することに同意いたします。

年 月 日

申請者
住所または所在地
団 体 名
代 表 者 名 ⑩

別記様式第2号（第10条関係）

事業計画書

1. 事業の名称

2. 事業の目的

3. 事業の内容

【内容・実施機関・実施場所・実施方法・実施体制等を
記入してください。】

4. 事業を行うことで期待できる具体的な効果や成果

5. その他

別記様式第3号（第10条関係）

事業収支予算書

収入の部

（単位：円）

項 目	予 算 額	説 明（内訳等）
会 費		
事 業 収 入		
助 成 金		
そ の 他 の 収 入		
合 計		

支出の部

（単位：円）

項 目	予 算 額	説 明（内訳等）
報 償 費	()	
燃 料 費	()	
旅 費	()	
消 耗 品 費	()	
印 刷 製 本 費	()	
役 務 費	()	
委 託 料	()	
使 用 料 及 び 賃 借 料	()	
原 材 料 費	()	
そ の 他 の 経 費	()	
合 計	()	

（ ）内には、助成金を充てる金額を記入してください。

別記様式第4号（第10条関係）

団体概要調書

ふりがな 団 体 名				
事務所所在地 【連絡先】	〒 住所			
	電 話		F A X	
	Eメール			
ふりがな 代 表 者				
代表者住所 (連絡先)	〒 住 所			
	電 話		F A X	
	Eメール			
団体設立年月日	年 月 日			
会則・規約等	(様式は任意、写しを添付すること)			
会員名簿等	(様式は任意、写しを添付すること)			
主な活動分野	(様式は任意、別紙でも可)			
主な活動地域	(様式は任意、別紙でも可)			
主な活動実績	(様式は任意、別紙でも可)			
矢板市や他団体からの資金助成金及び委託の実績や見込み	年 度	助成団体名	委託・助成金名	金 額
その他				

別記様式第5号（第12条関係）

矢板市指令 第 号

申請者
住所または所在地
団 体 名
代 表 者 名

年 月 日付にて申請のありました矢板市いきいき「市民力」助成金につきましては、次のとおり決定いたしましたので、助成金交付要綱第12条の規定により通知いたします。

年 月 日

矢板市長 印

記

1. 事業の名称

2. 交付金額 円

3. 交付条件

別記様式第6号（第12条関係）

申請者
住所または所在地
団 体 名
代 表 者 名

年 月 日付にて申請のありました矢板市いきいき「市民力」助成金につきましては、審査いたしました結果、矢板市いきいき「市民力」助成金の交付対象外となりましたので、助成金交付要綱第12条の規定により通知いたします。

年 月 日

矢板市長 印

記

1. 事業の名称
2. 不交付の理由

第7号様式（第13条関係）

平成 年 月 日

矢板市長 様

申請者
住所または所在地
団 体 名
代 表 者 名

矢板市いきいき「市民力」助成金事前着手届

平成 年 月 日付で申請しました標記の補助事業について、交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事業の名称

2 事前着手の理由

3 着手予定年月日

別記様式第8号（第14条関係）

矢板市長 様

申請者

住所または所在地

団 体 名

代 表 者 名

⑨

年度矢板市いきいき「市民力」助成金事業変更申請書

年 月 日付、矢板市指令 第 号にて交付決定のあり
ました事業につきまして、下記のとおり変更することにいたしましたので、
矢板市いきいき「市民力」助成金交付要綱第14条の規定に基づき申請い
たします。

記

1. 事業の名称

2. 事業の変更の理由

3. 事業の変更年月日

年 月 日

4. 関係書類

- ・ 事業変更計画書
- ・ 変更事業収支予算書

別記様式第9号（第14条関係）

変更事業計画書

1. 事業の名称

2. 変更内容

3. 事業の内容

【内容・実施機関・実施場所・実施方法・実施体制等を記入してください。】

4. 事業を行うことで期待できる具体的な効果や成果

5. その他

別記様式第10号（第14条関係）

変更事業収支予算書

収入の部

（単位：円）

項 目	当初予算額	変更予算額	比較増減	説明（内訳等）
会 費				
事業収入				
助 成 金				
その他の収入				
合 計				

支出の部

（単位：円）

項 目	当初予算額	変更予算額	比較増減	説明（内訳等）
報 償 費	()	()	()	
燃 料 費	()	()	()	
旅 費	()	()	()	
消 耗 品 費	()	()	()	
印刷製本費	()	()	()	
役 務 費	()	()	()	
委 託 料	()	()	()	
使用料及 び賃借料	()	()	()	
原 材 料 費	()	()	()	
その他の経費	()	()	()	
合 計	()	()	()	

() 内には、助成金を充てる金額を記入してください。

減額については、△で表示すること。

別記様式第11号（第14条関係）

申請者
住所または所在地
団体名
代表者名

年度矢板市いきいき「市民力」助成金変更決定通知書

年 月 日付にて事業変更申請がありました助成金につきまして、審査の結果、下記のとおり変更の承認を決定いたしましたので助成金交付要綱第14条の規定により通知いたします。

年 月 日

矢板市長 印

記

1. 事業の名称

2. 助成金交付の変更承認の条件

3. 事業の変更年月日

年 月 日

別記様式第12号（第14条関係）

申請者
住所または所在地
団体名
代表者名

年度矢板市いきいき「市民力」助成金変更不承認通知書
年 月 日付にて変更申請のありました標記の件につきまして、審査の結果、下記のとおり交付対象事業の変更申請を不承認といたしましたので助成金交付要綱第14条の規定により通知いたします。

年 月 日

矢板市長 印

記

1. 事業の名称

2. 助成金交付の変更不承認の理由

記様式第 13 号（第 15 条関係）

年 月 日

矢板市長 様

申請者
住所または所在地
団 体 名
代 表 者 名 ⑩

年度矢板市いきいき「市民力」助成金事業取り下げ申請書
年 月 日付、矢板市指令 第 号にて交付決定のあり
ました事業につきまして、下記のとおり取り下げすることにいたしました
ので、助成金交付要綱第 15 条の規定に基づき申請いたします。

記

1. 事業の名称
2. 事業の取り下げの理由
4. 事業取り下げの年月日

年 月 日

別記様式第14号（第16条関係）

年 月 日

矢板市長 様

申請者
住所または所在地
団 体 名
代 表 者 名 ⑩

年度矢板市いきいき「市民力」助成金実績報告書

年 月 日付、矢板市指令 第 号で交付決定のあった
事業につきまして、助成金交付要綱第16条の規定により関係書類を添え
て報告いたします。

記

1. 事業の名称
2. 事業の完了年月日 年 月 日
3. 助成金の交付決定額 円
4. 関係書類
 - ・ 事業報告書
 - ・ 事業収支報告書
 - ・ 領収書の写し
 - ・ 事業実施に係わる記録写真・資料等

別記様式第15号（第16条関係）

事業報告書

1. 事業の名称
2. 事業の内容 【内容・実施期間・実施場所・実施方法・実施体制・参加人数を を記入してください。】
3. 具体的な効果や成果
4. 今後の展開
5. 事業実施に係わる記録写真・資料等 別紙添付のとおり
6. その他

別記様式16号（第16条関係）

事業収支報告書

収入の部

（単位：円）

項目	予算額	決算額	比較増減	説明（内訳等）
会費				
事業収入				
助成金				
その他の収入				
合計				

支出の部

（単位：円）

項目	予算額	決算額	比較増減	説明（内訳等）
報償費	()	()	()	
燃料費	()	()	()	
旅費	()	()	()	
消耗品費	()	()	()	
印刷製本費	()	()	()	
役員費	()	()	()	
委託料	()	()	()	
使用料び賃借料	()	()	()	
原材料費	()	()	()	
その他の経費	()	()	()	
合計	()	()	()	

() 内には、助成金を充てる金額を記入してください。
減額は、△で表示すること。

別記様式第17号（第17条関係）
矢板市指令政策 号

申請者
住所または所在地 矢板市
団 体 名
代 表 者 名

平成 年 月 日付をもって提出のありました平成 年度矢板市いきいき「市民力」助成金実績報告書に基づき、平成 年 月 日付、矢板市指令政策 号で交付決定いたしました助成金の額を、矢板市いきいき「市民力」助成金交付要綱第17条の規定により、金円に確定するので、同要綱第19条の規定に基づき交付請求書を提出願います。

平成 年 月 日

矢板市長

印

